

新潟市地方産業育成資金貸付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月22日

新潟市長 篠田 昭

新潟市訓令第1号

新潟市地方産業育成資金貸付規程の一部を改正する規程

新潟市地方産業育成資金貸付規程（昭和37年新潟市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「株式会社三菱東京UFJ銀行」を「株式会社三菱UFJ銀行」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。